

## エコカー補助金における公式燃費値を有さない車両の取扱いについて

平成 24 年 1 月 6 日  
経済産業省製造産業局自動車課  
国土交通省自動車局環境政策課

平成 23 年 12 月 20 日において公表した「エコカー補助金」の概要において、補助金の対象となる「公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められる」自動車については、以下の通りとなります。

### 1. 環境要件

#### (1) 改造自動車

福祉目的等により改造された乗用車等<sup>※</sup>については、国土交通省の「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」（平成 21 年 8 月 25 日国土交通省告示）に基づき算定された燃費値が、平成 27 年度燃費基準達成又は平成 22 年度燃費基準 25%超過達成を満たすことを要件とします。

※「乗用車等」とは登録車等（乗車定員が 10 人以下の乗用車及び車両総重量が 3.5 トン以下のトラック・バス）及び軽自動車をいいます。

#### (2) PHP自動車

少量輸入自動車の簡易な輸入制度である PHP 制度の下で輸入された自動車（以下「PHP自動車」という。）については、海外の公式燃費値（海外の燃費規制<sup>※</sup>で用いられる公式燃費値）が、平成 27 年度燃費基準達成又は平成 22 年度燃費基準 25%超過達成を満たすことを要件とします。

※米国「連邦会社平均燃費規制（CAFE規制）」又は欧州「CO<sub>2</sub>排出量規制」

（参考）PHP 制度（Preferential Handling Procedure、輸入自動車特別取扱制度）

わが国への年間輸入台数が 2,000 台以下の自動車に適用される特別に簡素化・迅速化された安全・環境基準に係る認証のしくみ。本制度の下で輸入された自動車は、審査の簡素化・迅速化のため、通常の手続きである型式指定制度において算出される我が国における公式燃費値等を有していない。

## 2. 留意事項

- ・平成23年12月20日（概算閣議決定日）から平成25年1月31日までに新車新規登録（登録自動車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象となる等、環境要件以外の取扱いは、通常の補助対象車と同様です。
- ・上記に基づく具体的な対象車種については、販売店等に御確認下さい。

以上